

2020 年 8 月 27 日

一般社団法人全国美術館会議

著作権分科会法制度小委員会 第 1 回図書館 WT 資料

1. 一般社団法人全国美術館会議について

1952 年設立。2020 年 4 月 1 日、一般社団法人に設立登記。現在、正会員は 394 館（国立 10 館、公立 251 館、私立 133 館）、個人会員 24 名、賛助会員 50 団体（2020 年 6 月 28 日現在）。正会員の大多数は第 31 条の対象となる施設である。しかし司書・司書相当職員の配置の有無、図書室の公開・非公開の違いにより、第 31 条をめぐる状況や問題認識は多様。

ここでは、一例として国立西洋美術館を取り上げてご報告したい。同館には、司書有資格者を配置し、予約・登録制で研究者向けに公開する専門図書館、「研究資料センター」が設置されている。

2. 現行制度の下での運用等の実態

2.1 コピーサービスの運用実態

利用頻度・人数： 1 日平均 6 件 55 枚（2019 年度実績）

著作物種類/分量： 国内外の学術図書・雑誌、美術館発行の図書・雑誌等を中心

利用方法・手続： とする約 5 万冊、このほか電子媒体の刊行物も多数あり
複写申請または撮影申請手続きを経て利用者自身が複写
または撮影（デジタルカメラ等）

郵送サービス： 有。ただし図書館等からの申請に限定

料金： 実費

人員体制： 図書館業務の一環としてスタッフが対応

規程遵守の工夫： スタッフに文化庁主催の講習会への参加を奨励

2.2 絶版など資料の送信サービス

絶版など資料の送信を受ける図書館として国立国会図書館より承認を受けたが、複写できるのが申請した管理用端末に限定されている点は利便性が低いと感じる。

2.3 新型コロナウイルス感染症流行に伴う新たなニーズ

予め複写箇所が特定されている場合は、利用人数制限・消毒等への配慮から、

来館の代わりに複写サービスを受付けるという選択肢もありうると思う。その場合、電子媒体でのコピー送信が可能になれば、利用者の利便性向上や業務コスト低減につながると思われる。

3. 制度の見直しについて

3.1 図書館資料の送信サービスについて

美術館図書室の大前提として、美術館界では自館刊行物を相互に交換するプログラムが世界的に実施されており、結果的に一般の商業流通ルートで入手困難または不可の美術館刊行物——展覧会カタログ・研究紀要・館報等——を多数所蔵しているということがある。これは公立図書館・大学図書館等には見られない美術専門図書館の特徴である。それら資料は、国立国会図書館に未所蔵の場合もよくある。

そうした入手困難な展覧会カタログ等について、国内のみならず、海外の美術館や研究所からもメールで複写依頼を寄せられることがある。これに対し、メール等の電子媒体でコピー送信が合法化されれば、より少ない手間で迅速に対応することが可能となり、国内外の利用者の利便性向上にもつながると思われる。

<海外から寄せられた最近の資料照会の例>

「1971年に国立西洋美術館で開催された〇〇展に出品された画家キルヒナーの作品について調べている。同展カタログの該当頁のコピーがほしい」

「2008年に島根県立美術館で開催された〇〇展のカタログに掲載された画家ドニの作品の掲載頁のコピーがほしい」

3.2 その他関連する課題について

上述のように、美術館図書室が所蔵する美術館刊行物の大半は商業的に流通していない。そもそも研究紀要などは非売品であることも多く、たとえ直近の最新号であっても、全部複製が著作権者の利益を不当に害するとは考えにくい。さらに、例えば1970年代の海外美術館のシンポジウム報告書等、国内では当館にしかないような希少資料の場合もある。このようなケースでも「一部分」要件を厳密に適用すべきなのかどうか、疑問に思うことがある。

美術館業界で上述した資料交換が非売品または入手困難な美術館刊行物を中心に成立してきた根底には、おそらく著作者としての美術館が抱く、交換先の美術館を通じて著作物が広く認知され活用されることへの期待がある。そのような場合でも一部分しか複写が許容されないとすれば、誰の得にもならないのではないだろうか。

したがって出版市場の外にある資料を多数扱う専門図書館として、著作権者の利益を不当に害さない範囲での全部複製が認められるよう、法律を整備いただきたいと考える。